

令和3年

行方市農業委員会

# 第7回総会会議録

(令和3年7月26日)

令和3年7月26日 行方市農業委員会第7回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

## 1 本日の会議に付した議案

議案第52号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第53号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第54号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第55号	農地改良協議書の同意について
議案第56号	現況証明願について
議案第57号	なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について
議案第58号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第59号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
報告第29号	令和4年度国・県農業施策に関する意見集約について
報告第30号	農地の現況に係る照会に対する回答について
報告第31号	農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について
報告第32号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第33号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
報告第34号	農業委員活動状況について

## 2 本日の出席委員

1番 平塚 実	2番 横瀬 忠美	3番 古渡 武文
4番 内藤 宏一	6番 中城 かおり	7番 風間 啓次
8番 根本 正義	9番 小沼 正二	10番 郡司 正彦
11番 椎名 勇	12番 吉田 正弘	13番 高塚 利英
14番 根崎 和枝	15番 方波見 弘子	16番 原 文夫
17番 清水 量	18番 横山 司	19番 山野 貴司

## 3 本日の欠席委員

なし

## 4 議事内容

事務局	(開会宣言) 午後 3時00分 (会長挨拶)
事務局	ただいまより令和3年行方市農業委員会第7回総会を開会させていただきます。 総会議事日程第2、会長挨拶。 清水農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会長	改めまして、こんにちは。 今日は台風の影響なんでしょうか、若干涼しくはなったんですけども、連日の暑さで大変お疲れのところを第7回の総会にお集まりいただきまして、ありがとうご

ございます。また、日頃より農業委員さん等にはご協力をいただいておりますこと、心より感謝を申し上げる次第であります。

今日は、農業委員の皆さんにお集まりいただいたのはもちろんなんですけれども、私が余計なことを申し上げましたので、傍聴人、9月から農業委員になっていただく方に、もしできれば傍聴をとというようなことを事務局を通して連絡をさせていただいたものですから、お忙しいところおいでをいただきまして本当にありがとうございます。何かの参考になるかもしれませんので、時間が許せば、若干の間、傍聴をお願いしたいと、このように思います。

まだコロナウイルスも感染が止まらないということで、まだしばらくの間、予防対策等を取って、また暑さもまだ続きますので体には十分ご自愛されて生活をしていただきたいと、このように思います。

そういうことで、総会前の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。

(経過報告)

事務局 続きまして、日程第3、経過報告を行います。

別紙の7月行事経過報告書をご覧になっていただきたいと思います。

まず、6月29日、農業振興地域整備促進協議会、こちら北浦庁舎におきまして農業振興地域整備計画の変更について協議を行いました。出席者につきましては、清水会長、事務局のほうで出席をしております。

6月30日、茨城県農業会議通常総会、こちらは県の市町村会館におきまして、令和2年度事業報告並びに収支決算について、令和3年度事業計画並びに予算についてを協議いたしました。こちらにつきましても、清水会長、事務局のほうで出席をしております。

同じく6月30日、茨城県農政活動推進本部代議員総会、こちらにつきましては、令和2年度事業報告並びに収支決算について協議を行いました。こちら清水会長、事務局のほうで出席をしております。

7月8日、第2回農地利用最適化推進委員選考委員会、こちら北浦庁舎におきまして公募者の審査及び推進委員候補者の決定を行いました。出席者につきましては、役員と事務局です。

7月14日、農地の集積・集約化推進大会、こちらは小川の文化センターにおきまして基調講演、事例発表等が行われました。出席者につきましては、清水会長、高塚代理、横山農地部会長、原農地部会長代理、事務局のほうで出席をしております。

7月16日、常設審議委員会、こちら県の市町村会館におきまして諮問案件の審査を清水会長のほうで出席をしていただきました。

7月20日、農地パトロールということで、麻生、行方地区が行いました。出席者は、担当農業委員、担当推進委員、事務局のほうで農地パトロールを行いました。

7月21日、こちらは小高、太田、旧大和3小地区の農地パトロールを行いました。出席者は、担当農業委員、担当推進委員、事務局のほうで農地パトロールのほうを行いました。

次に、本日、第7回の総会となります。

行事経過につきましては、以上でございます。

(議長の選出)

事務局

続きまして、日程第4に入ります。

議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により清水会長に議長として議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(資格審査報告)

議長

それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員はゼロ名でございますので、定数に達しております。したがって、本日の総会は成立することをご報告申し上げます。

(会期の決定)

議長

本日の会期は本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

議員

異議なし。

議長

異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

(会議録署名人の選出)

議長

会議録署名人を議長において次のように指名いたします。

7番風間啓次委員 8番根本正義委員。

(書記の選出)

議長

総会書記として、事務局の寺坂事務局長補佐、箕輪書記を任命いたします。

(議事日程報告)

議長

議事日程は別紙日程表のとおりです。

(議案の審議)

議長

それでは、議案の審議に入ります。

(議案第52号)

議長

議案第52号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。

事務局より説明願います。

事務局

議案第52号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について説明す

る（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。  
なお、第5項については、7月20日に取下げ願いが提出されております。

議 長 それでは、事務局説明は時間短縮のために割愛をさせていただいて、早速審議に入らせていただきます。

1 項ごとに審議をいたします。

1 項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 1 6 番、原です。第1項の調査報告をいたします。

譲受人は市内次木在住の67歳の自営業兼農業の男性でございます。水稻、露地野菜など2万4,000㎡ほど耕作しております。渡人は潮来市在住の建設業兼農業の71歳の男性の方であります。申請事由は農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため、当該農地を売買により所有権移転をしたいというものでございます。権利を移転する土地まで1km、農機具、従事日数など諸要件等も満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長 調査の結果は、諸要件を満たしており問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

1 6 番 1 6 番、原です。2項の調査報告をいたします。

譲受人は市内小貫在住の33歳の農業の男性の方であります。施設野菜、大葉を中心に耕作しております。渡人は市内小貫在住の84歳の農業の男性でございます。2人の関係でございますが、祖父と孫の関係でございます。申請理由は経営移譲であり、使用貸借権設定でございます。諸要件等も満たしており、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。

6 番 6 番、中城です。第3項の調査報告をいたします。

受人は市内船子在住、農業の44歳の男性です。渡人は市内南在住、会社員の45歳の男性です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大、経営の安定を図ることです。申請地は受人宅から1km、車で5分です。区分は売買による所有権移転になります。何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議	長	調査の結果は、何ら問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査員より調査の報告を求めます。
3	番	3番、古渡です。第4項の調査報告をいたします。 譲受人は行方市玉造甲に住む農業の68歳の男性です。譲渡人は千葉県香取市に住む無職の66歳の男性です。2人の関係は兄弟であり、贈与になるようです。場所は緑ヶ丘の塙医院から東へ200mぐらい入ったところ。距離も3kmぐらい、車で5分ぐらいのところ。申請理由も記載のとおり、農業経営の規模拡大、区分は所有権移転でございます。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項につきましては、事務局からの説明どおり取下げとなりました。
1	6	次に、6項の調査員より調査の報告を求めます。 16番、原です。6項の調査報告をいたします。 譲受人は市内内宿に在住し農業をしている73歳の方でございます。主に、イモ、露地野菜を作っております。譲渡人は神栖市に在住する70歳の方であります。2人の関係は兄弟でございます。申請理由は経営の規模拡大と安定を図るための売買により所有権の移転をしたいということでございます。取得後の経営面積は5,657㎡になり、通作時間も3分程度で問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。
議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、7項の調査員より調査の報告を求めます。
1	0	10番、郡司です。第7項の調査報告をいたします。 譲受人は75歳、荒宿に在住する農業の方です。夫婦で水稻を73aほど営農しております。譲渡人は74歳で同市荒宿に在住し、農業の方です。お二人は夫婦です。申請事由は農業経営移譲で、譲渡人は最近病弱になってしまい、譲受人である妻に農業経営を譲るということにしたそうです。区分は贈与による所有権移転です。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。

議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、8項の調査員より調査の報告を求めます。
1	9番	19番、山野です。第8項について小沼委員の協力を得て調査しましたのでご報告をいたします。 借受人は、法人の本店を潮来市に置く代表者は男性の方でございます。畑1.3haの営農をしております。内容については、現在サツマイモの栽培などを行っているようでございます。貸人については年齢55歳、石神在住、会社員の男性の方でございます。申請事由ですが、会社の役員にお会いしお話を聞いたところ、サツマイモの販売で引合いがとても多く耕作放棄地を茨城かんしょ産地拡大事業を利用して、規模拡大を図りたいとのことございました。また、通作距離については7.5km前後、移動時間については約15分程度でございます。区分については賃貸権で申請されたものでございます。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、通作距離も7.5kmほどということの問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項、10項は関連がございますので一括審議といたします。
1	5番	調査員より調査の報告を求めます。 15番、方波見です。9項、10項と関連がありますので、一緒に調査報告をします。 9項の譲受人は繁昌在住の77歳、男性、農業の方です。譲渡人は繁昌在住の61歳、男性、農業の方です。農地の交換により利便性を高めたいとのこと。10項は受人と渡人が逆になります。土地の面積は記載のとおりです。問題はないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、問題のないものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全議	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9項、10項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、11項の調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。11項の調査報告をします。 申請人は繁昌在住の51歳、男性、農業の方です。主にレンコンを栽培しております。渡人は繁昌在住の66歳、男性、無職の方と東京在住の63歳、男性、会社員。2人の関係は兄弟となります。面積は507㎡となり、売買により区分は所有

権移転となります。何の問題もなく許可相当と見てまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 調査の結果は、何の問題のないものであるということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、11項は原案のとおり可決いたします。

（議案第53号）

議 長 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願ひます。

事 務 局 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について説明する（別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。）。

議 長 それでは、1項ごとに審議をいたします。

7 番 1項の調査員より調査の報告を求めます。

7 番 7番、風間です。1項の調査報告をします。

今回の調査は、根崎、内藤両委員さんとともに調査してまいりました。

申請人は市内芹沢地区在住、73歳、農業の男性です。申請事由は違反転用の是正となります。平成5年頃に車庫を建築してしまい、現在に至っているそうです。車庫の移転などは物理的に難しく、改めて現状を是正するために今回の申請に至ったそうです。始末書、関係書類もそろい、問題ないものと調査してまいりました。ご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 調査の結果は、始末書と関係書類もそろっており、許可が相当ということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

議 長 次に、2項の調査員より調査の報告を求めます。

9 番 9番、小沼です。2項の調査報告をします。

この調査には、山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。

申請人は行方市富田、59歳、パートの女性の方です。申請事由は自己用住宅です。現在住んでいる家が手狭になり、同居している母親も高齢で将来介護が必要になると考え、家を新築したいとのこと。場所は富田吉崎モータース付近でございます。事業計画書、見積書、関係書類も整っており、許可相当と調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 調査の結果は、関係書類も整っており、許可が相当ということでございます。審議をお願ひいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。（全員一致）

議 長 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。



議	長	次に、3項の調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。第3項の調査報告をします。この案件は、風間、内藤両委員さんと調査してきました。
		申請人は市内捻木在住、70歳、大規模農家の男性です。水稻、露地野菜などを耕作しています。今まで農協のライスセンターに依頼していたが、経営規模が増え、支払いも多くなってきたので、今回自己用の施設を造ることにしたそうです。計画書類もそろい、農業用施設でもありますので、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	関係書類もそろっており、問題なく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第54号)
議	長	議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について(別紙議案書のとおり。事務局説明は事前配付のため割愛する。)
議	長	それでは、1項ごとに審議をいたします。
		1項の調査員より調査の報告を求めます。
9	番	9番、小沼です。1項の調査報告をします。この調査には、山野委員さんの協力で調査をしてまいりました。
		譲受人は行方市麻生、31歳、建築業の男性の方です。譲渡人は東京都練馬区、72歳の無職の女性の方です。申請事由は自己用住宅、区分は売買による所有権移転です。譲受人は現在借り家で、家族が増え、自己用住宅を新築したいということで土地を考えていたら譲ってくれる人がいたということです。場所は麻生中学校下になります。事業計画書、見積書、その他関係書類もそろっており、何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、関係書類もそろっており、何の問題もなく許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		次に、2項、3項は関連がございますので一括審議といたします。
		調査員より調査の報告を求めます。
1	5番	15番、方波見です。この件は横瀬委員にもご同行いただきました。2項、3項と

もに関連がありますので、一緒に報告いたします。

申請人は潮来市に住む25歳、男性、会社員の方です。渡人は、2項が繫昌在住の61歳、男性、農業の方です。3項が繫昌在住の66歳、男性、無職の方と東京に在住する63歳の男性。渡人2人の関係は兄弟となります。申請人は妻とともにアパート住まいをしておりましたが、家族が増えることになり土地を求め、家を新築しようとなったそうです。妻の実家の近くによい土地が見つかり、2項、3項の方に話をしたところ、快く承諾していただき、今回の申請となったそうです。面積は記載のとおりとなります。周辺農地への支障もなく、必要書類も提出してありますので、何の問題もなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も整っており、許可が相当であるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、2項、3項は原案のとおり可決いたします。

(議案第55号)

議 長 議案第55号 農地改良協議書の同意についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第55号 農地改良協議書の同意について(別紙議案書のとおり・事務局説明は事前配付のため割愛する。)

議 長 それでは、1項の調査員より調査の報告を求めます。

3 番 3番、古渡です。第1項の調査報告をします。

申請人は行方市玉造甲に住む、78歳の農業の男性です。申請人は潮来市では耕作しにくいいため、畑に転換したいそうです。場所は玉造のピットインの付近になります。必要書類も農地改良協議書ほか作付計画書、必要書類も添付されており、周辺農地への影響もなく許可相当と判断してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議 長 調査の結果は、必要書類も添付されており、許可が相当ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

全 員 異議なし。(全員一致)

議 長 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。

(議案第56号)

議 長 議案第56号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第56号 現況証明願について(別紙議案書のとおり・事務局説明は事前配付のため割愛する。)

議	長	それでは、1項ごとに審査をします。 1項の調査員より調査の報告を求めます。
8	番	8番、根本です。第1項について調査報告をいたします。 申請人は市内行戸地内在住、66歳、農業の女性。土地は行戸地内の田、731㎡になります。申請理由は地目変更登記のための非農地証明願であります。当該地は50年ほど前に屋敷の続きに車庫、倉庫を建築し、そのまま使用しているもので、農地への復元は困難であると思われ、非農地証明の交付は適当であると調査してまいりました。皆様のご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。
議	長	50年以上前より宅地として利用しており、農地に復元するのは困難であるということで、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定いたします。
議	長	次に、2項、3項、4項は関連がございますので、一括審議といたします。 調査員より調査の報告を求めます。
1	4番	14番、根崎です。関連がありますので、2項、3項、4項、一括で報告します。 この案件は、風間、内藤両委員さんと調査してきました。 申請人は水戸市在住、無職の男性です。3件とも30年から40年前より耕作されず、山林化しているため地目変更登記のための証明願であります。何ら問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願います。
議	長	調査の結果は、30年、40年以上前より山林化しており、非農地証明書を交付してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。(全員一致)
議	長	異議なしと認め、2項、3項、4項は証明書を交付することに決定いたします。
		(議案第57号)
議	長	議案第57号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	局
		議案第57号 なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者の推薦について説明する。 別紙資料ナンバー1をご覧いただきたいと思います。 令和3年6月14日付で、行方市長より農業委員長宛てに推薦の依頼がございました。裏面をご覧ください。交付申請書のとおり、次木在住の新規就農者となります。以上です。

議 1 6	長 番	<p>それでは、調査員より調査の報告を求めます。</p> <p>16番、原です。1項について調査報告をいたします。</p> <p>申請人は市内次木在住の21歳の男性の方であります。令和3年4月より就農し、施設野菜、露地野菜を耕作しております。生産技術を継承し、また農業の魅力として規模拡大を目指していきたいということでございます。なめがた新規就農活力応援金補助金交付の要綱に基づいており、何の問題もなく推薦したいと思います。皆様方のご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。</p>
議	長	<p>調査の結果は、何の問題もなく推薦してもよいものであるということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p>
全 議	員 長	<p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、なめがた新規就農活力応援金補助金交付対象者としての推薦することに異議のないものと決定をいたします。</p>
		<p>（議案第58号）</p>
議	長	<p>議案第58号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>議案第58号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について説明する。</p> <p>別紙資料ナンバー2をご覧いただきたいと思っております。</p> <p>茨城県農地中間管理機構として、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。</p> <p>2枚目、農地中間管理事業総括表でご説明いたします。</p> <p>新規設定、田が4件、4筆、4,026㎡となります。更新が畑1件、3筆、1万3,131㎡となります。</p> <p>次のページの農用地利用集積計画一覧表ということで、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約件数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思っております。</p>
議 全 議	長 員 長	<p>それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。（全員一致）</p> <p>異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については原案のとおり決定といたします。</p>
		<p>（議案第59号）</p>
議	長	<p>議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事 務 局		<p>議案第59号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について説明する。</p>

別紙資料ナンバー3をご覧いただきたいと思います。

令和3年6月18日付で、行方市長より行方市農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が7筆、1万7,157㎡となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。

なお、議案第58号の農用地利用集積計画の公告と本配分計画案の決定は同時施行といたします。これにより、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続の流れになります。以上です。

議長 長 それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。

議員 異議なし。（全員一致）

議長 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。

（報告第29号）

議長 長 次に、報告案件に入ります。

報告第29号 令和4年度国・県農業施策に関する意見集約についての件を事務局より説明願います。

事務局 報告第29号 令和4年度国・県農業施策に関する意見集約について説明する。  
別紙資料ナンバー4をご覧いただきたいと思います。

こちらは委員の皆様よりいただいたご意見、ご要望、さらに農業団体から出された意見などを基に、先月の農政部会で協議いたしまして、まとめたものになります。これらの意見、要望につきましては、今後、今月末までに茨城県農業会議のほうに報告させていただく予定となっております。また、市に対する意見、要望につきましては、改めて10月の農政部会で協議をさせていただきまして、その後、市のほうへ要望していく予定で考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長 長 ただいま事務局より説明がございましたが、この件につきましては先月農政部会を開催しております。ここで郡司農政部長より報告を求めます。

10番 10番、郡司です。それでは、資料ナンバー4をご覧ください。

令和4年度国・県農業施策に関する意見集約についてご報告いたします。

先月6月25日に開かれました農政部会において協議された内容について報告いたします。

まず、農地保全と有効利用対策につきましては、人・農地プランの推進により地域の話合いの促進と農地利用集積、集約化の進展を求める意見、遊休農地、耕作放棄地の解消対策を求める意見、道路への土砂等の流出対策を求める意見が出されまし

	<p>た。</p> <p>続いて、担い手経営対策については、コロナウイルスの影響に伴う価格の下落が予想されることから農業所得安定対策を求める意見が多く、また、認定農業者、後継者、新規就農者への育成、支援対策を求める意見や婚活事業の実施を求める意見も出されました。</p> <p>続いて、農業委員会組織対策につきましては、農業委員会としての支援体制の強化を求める意見が出されました。</p> <p>続いて、基本農政確立対策につきましては、より一層の鳥獣害対策強化を求める意見、トレーサビリティを推進する意見が出されました。新型コロナ対策につきましては、就農支援及び雇用支援の充実を求める意見が出されました。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまの郡司農政部長からの報告について質疑を求めます。ご異議ございませんか。</p>
全 員	<p>異議なし。（全員一致）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p>
	<p>（報告第30号）（報告第31号）（報告第32号）（報告第33号）（報告第34号）</p>
議 長	<p>それでは、報告第30号 農地の現況に係る照会に対する回答について、報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について、報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について、報告第34号 農業委員活動状況について、以上の報告案件について一括して事務局より説明願います。</p>
事 務 局	<p>報告第30号 農地の現況に係る照会に対する回答について説明する（別紙議案書のとおり）。</p> <p>6月25日に郡司委員、古渡委員、高塚委員と事務局とで調査してまいりました。現地については20年以上前に建てられた住宅及び農業用倉庫があり、20年以上前から宅地として使用していることが確認できたことから非農地として判断して回答いたしました。</p> <p>報告第31号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告書の要件確認について説明する。</p> <p>別紙資料5をご覧くださいと思います。</p> <p>農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後、3か月以内に事業の状況などを農業委員会に報告しなければいけないこととなっております。今回は、6月11日から7月9日までの1か月間に報告書を提出していただいたものにつきまして報告いたします。今回は1法人から報告がございました。農地所有適格法人は、要件を満たす必要がありまして、1つ目が法人形態であること、会社形態であること。2つ目の</p>

事業要件で、主たる事業が農業であること、農業と関連事業が売上の過半数を占めること。3つ目、構成委員の要件で農業従事者、農地提供者、市町村、農協など農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えており、農業関係者以外の構成員の議決権が総議決権の2分の1未満であること。4つ目は、役員要件で業務執行役員の過半数が法人の農業に150日以上従事し、さらにその役員または事業の使用人のうち1人が60日以上農作業に従事していることとなっております。今回の提出があった農地所有適格法人は、この4つの要件を満たしておりますことをご報告いたします。

報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について説明する（別紙議案書のとおり）。

報告第34号 農業委員活動状況について説明する（別紙議案書のとおり）。

議  
全  
議

長 それでは、報告案件につきまして質疑を求めます。ご異議ございませんか。  
員 異議なし。（全員一致）  
長 異議なしと認めます。

（閉会宣告） 午後 3時47分

議

長 これにて本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって第7回総会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでございました。ご協力ありがとうございました。